

成田市立久住中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒等の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1) 「児童生徒等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(注2) 「学校」とは、小学校・中学校・義務教育学校をいう。

(注3) 「いじめられた児童生徒等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒等の気持ちを重視することである。

(注4) 「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒等と何らかの人間関係にある者を指す。

(注5) 「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な苦痛の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

(注6) 外見的には「けんか」のように見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童生徒等の感じる被害性に着目して状況を確認する。

※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童生徒等の心情を重視して取り組むこと。

※ いじめは、被害児童生徒等と加害児童生徒等だけの問題ではなく、「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。

※ いじめは、児童生徒等同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、「教職員の言動で児童生徒等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※ 「いじめには、様々な態様が挙げられる。」外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた児童生徒等の立場に立って対応すること。

【例】 [冷やかしの], [からかい], [悪口], [脅し], [仲間はずれ], [集団による無視, パソコンや携帯電話等での誹謗中傷], [金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊], [軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く], [嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする]等

2 基本理念

本校は「病気や国籍、職業、性別、LGBTQによる、からかいや差別、いじめを許さない学校づくりを推進する」ことを、めざす学校像としている。いじめは、全ての児童生徒等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒等がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめられた児童生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒等が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭の他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒等の理解を深めること。
- (2) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- (3) 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

3 いじめの理解

「いじめの防止等のための基本的な方針」国基本方針では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

- ① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」
- ② 「いじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
- ③ 「『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。」
- ④ 「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。」

いじめがいわゆる「荒れた学校」や「問題のある学年」、「問題のある児童生徒」に固有のものではなくほとんどの生徒がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得る。また、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める必要がある。

4 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

5 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

学校は、県基本方針と市基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。また、学校評価項目に設定する等、適切に機能しているかどうか点検し、必要に応じて見直しを図るものとする。

6 基本方針

- (1)いじめを許さない
- (2)いじめを見抜く
- (3)みんなで守る

7 いじめ防止のための施策

(1) いじめ防止等の対策の組織をおく

- ①名称 「いじめ対策委員会」
- ②役割 基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な対策を講ずる。
- ③構成 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭（スクールカウンセラー・担任・特別支援コーディネーター）
- ④活動内容
 - ・ 防止啓発活動の立案と実施 …… 校長，教頭，生徒指導主事，学年主任
学級担任
 - ・ 早期発見のための方策の立案実施 …… 生徒指導主事
 - ・ 早期発見のための調査（アンケート調査分析・教育相談等）
…… 生徒指導主事，養護教諭，学級担任
 - ・ いじめ発見，告発等の対応，指導についての方針の決定
…… 校長，教頭，生徒指導主事，学年主任
 - ・ 事後指導，経過の確認 …… 生徒指導主事，学級担任
 - ・ 重大事案への対処 …… 校長，教頭，生徒指導主事，学年主任
養護教諭，成田市教育委員会
- ⑤開催

毎週1回の主任会で情報共有を行い、データとして教員に周知する。
毎月1回（木曜5時間目）を定例会として、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止

- ①共同体(学校や教室、または家族等の社会集団)の中でよりよく暮らしていくための自己評価活動(心のものさし)の実施
- ②道徳教育及び体験活動の充実、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ③いじめ防止を目的とした生徒自治活動の奨励

- ④生徒と保護者を対象とした外部講師によるインターネットや携帯電話等の情報モラル学習会の実施
- ⑤「命を大切に作るキャンペーン」「人権週間」にあわせ授業で取り上げ、防止に努める。(規範意識の醸成)

(3) いじめの早期発見

- ①いじめを焦点化した休憩時間、放課後等の生徒活動の観察力の向上(いじめを見抜く)
- ②定期的な教育相談の実施(一学期二学期に実施)
- ③学校長、スクールカウンセラーによる全校生徒の面接相談の実施
- ④いじめのアンケート調査の実施(学期ごとに実施)
- ⑤校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化(全職員で情報を共有)
- ⑥生徒が相談しやすい環境づくり(生活の記録ノートを活用し交友関係や悩みなどを把握する)
- ⑦学校・家庭・地域のネットワークづくり(家庭用チェックリストやいじめに関する保護者アンケートの活用)
- ⑧相談窓口の設置と周知
 - 校内いじめ相談・通報窓口・・・生徒指導主事、校長、教頭、学年主任
 - 校内セクハラ相談・通報窓口・・・養護教諭、教頭、SC
 - 校外いじめ相談・通報窓口・・・成田市教育委員会

8 いじめ事案への対応

- (1)発生後の速やかな事実の有無と確認をする。
- (2)事実の確認後、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導を保護者と連携して継続的に行う。
- (3)いじめ事案に対する情報を関係保護者と共有する。
- (4)犯罪行為として取り扱われるべき事案に対しては、成田市教育委員会、所轄警察署等と連携して対処する。
- (5)継続した指導体制の確立(全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。)
- (6)学校内及び教育委員会への報告、連絡
 - 発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
 - 校長→成田市教育委員会教育総務部教育指導課→教育長
 - ※緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。一報後、改めて、文書により報告する。
 - ※必要に応じて警察等関係機関に通報する。
- (7)いじめの解消は、以下の要件が満たされていることとする。
 - ①いじめ行為が相当の期間(少なくとも3か月)止んでいる
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていない

9 重大事案への対応

「いじめ防止対策推進法」第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第28条は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と、当該重大事態と同様の事態の今後の発生を防止することを目的にしています。

- (1) 第28条第1項第1号について

第28条第1項第1号は、「いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」とされています。

具体的には、「生命」に重大な被害が生じたこととは、自死行為（未遂を含む）がこれに当たります。

「心身」に重大な被害が生じたこととは、うつ病等の精神疾患、骨折、打撲傷、内臓の損傷や火傷などがこれに当たります。

「財産」に重大な被害が生じたこととは、恐喝などの行為により児童生徒が固有の財産又は保護者等の財産から金品をとられることなどがこれに当たります。「重大な被害」について、具体的な被害金額は定められていませんが、学齢やその行為、回数などを総合的に考慮することとなります。

- (2) 重大事件発生の報告 → 成田市教育委員会へ速やかな報告をする。
- (3) 成田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(学校問題対策支援チーム)を設置する。
- (4) いじめ事案に対する情報を関係保護者と共有する。
- (5) 事実関係を明確にするための調査を、迅速かつ計画的に行う。
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃)から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものである。
- (6) いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行い、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
- (7) 調査結果をもとに関係機関と連携をとり、必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。

10 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 久住中学校いじめ防止基本方針は学校だより及び久住中学校ホームページ等で公表する。
- (2) 学校評価においていじめについての取り組みを評価点検する。
- (3) 学校評価等を受け、学校いじめ防止基本方針の検証と見直しを適宜図る。

平成26年2月28日 策定
令和 3年7月15日 改訂